

平成28年第4回砂川市議会臨時会

平成28年4月11日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号 砂川市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 5 議案第 4号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
増井 浩一議員
佐々木政幸議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 4月11日 1日間
至 4月11日
- 日程第 3 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号 砂川市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 5 議案第 4号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（13名）

議長 飯澤明彦君
 議員 増井浩一君
 増山裕司君
 佐々木政幸君
 武田圭介君
 北谷文夫君
 小黒弘君

副議長 水島美喜子君
 議員 多比良和伸君
 中道博武君
 武田真君
 辻勲君
 沢田広志君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	渡邊勝郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
病院事業管理者	小熊豊
総務部長兼会計管理者	熊崎一弘
市民部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	湯浅克己
病院事務局長	氏家実
病院事務局審議監	朝日紀博
総務課長	安田貢
政策調整課長	井上守
税務課長	為国修一

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	堀田一茂
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 熊崎 一 弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 福士 勇 治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 峯田 和 興

事務局次長 佐々木 純 人

事務局主幹 山崎 敏 彦

事務局係長 渡部 秀 樹

○議長 飯澤明彦君 おはようございます。開会前に4月1日付で人事異動があり、議会説明員の関係者を副市長より紹介いたしたいとの申し出がありますので、これを許します。
副市長。

〔副市長より新説明員紹介〕

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから平成28年第4回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、増井浩一議員及び佐々木政幸議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、4月11日の1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

◎日程第3 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第3、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) 議案第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めます。

専決処分は、平成27年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算であり、専決処分年月日は平成28年3月31日であります。

専決処分の理由は、平成27年度国民健康保険特別会計の歳出のうち、療養給付費が過大となり、予算費目上不足が生じ執行ができない状況から、平成27年度同会計予算の補正を要することとなりましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなく、当該予算を専決処分により補正したので、承認を求めるものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。今回の補正は、第4号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ413万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億1,014万3,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開きいただきたいと存じます。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費で一般被保険者の療養の給付に要する経費413万8,000円の補正は、平成27年3月診療分から11月診療分までの9カ月間の療養給付費が対前年比約5.9%の伸びであったため、平成28年第1回市議会定例会において4,557万2,000円を補正させていただき、総額を14億7,357万2,000円としておりましたが、この3カ月間の療養給付費が対前年比で約8.4%増加したため一般被保険者療養給付費の補正が必要となったものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明をさせていただきます。5款道支出金の補正413万8,000円は、一般被保険者療養給付費の増加に対して計上するものであり、その交付について増額が見込まれていることから、歳出と同額を補正するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第5号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） おはようございます。それでは、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて、私から以下5点について質疑を行います。

まず初めに、本専決処分の年月日は平成28年3月31日ですが、3月17日までは平成28年第1回定例市議会、3月25日には平成28年第3回臨時議会が開会されてきました。このため、事前に予算費目上不足が生じる懸念があったのであれば、そういった会期中で対応できなかったのかどうか。

次に、平成27年度の国民健康保険特別会計は当初予算で1,500万円の予備費が計上されておりました。今回の専決処分で約400万円が支出されています。通常予備費まで使われることは珍しく、今回は合わせて2,000万円近いお金が支出されている状況です。これは、1年間の支出の中でも非常に大きな伸びだと言えますが、その要因について。

3点目は、国民健康保険の全てが砂川市立病院で支出されているわけではありませんが、

砂川市においては市立病院の存在は大きいと思います。今回の国民健康保険特別会計における療養給付費が増大したことを受け、市立病院に対する影響について調査や分析などを行っているのか、わかる範囲で伺います。

4点目は、今回のような事態は近年では珍しいですが、一回でもこのような事案が発生したのであれば、今後安定した国民健康保険財政を運営していくためにも、これを機に改めてきちんと分析と調査を行う必要があると思いますが、その考えについて。

最後に、今回は専決処分という形で予算執行がなされましたが、こうした状況が起り得る現状にあることを捉えて、支出の動向を的確に把握して、今後の予算編成に向けてより一層の注意を払っていかなければならないと思いますが、その考えについて。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、5点についてご質問ございましたので、それぞれお答えをしてみたいと存じますが、まず1点目でございます。第1回の定例会、また3月下旬にもありました臨時議会にこの事案が間に合わなかったのかというご質問でございますが、国民健康保険の会計と申しますと、診療月ベースで申しますと、3月診療分から翌年の2月診療分までが1会計年度ということになってございます。また、診療月月末で締めまして、それぞれの医療機関、診療所、病院等につきましては翌月審査支払機関を経由しまして、翌々月に保険者、私どもでいうと砂川市にその額が通知されるということになっておりますので、最終の2月の診療月の支払い額というのが4月にならないとはっきりしないということになりますので、仕組み上どうしても3月までに間に合わない事態が発生することもあるということでございます。

次、2つ目、大きな伸びということで、その要因というようにご質問かと思いますが、2月分の診療報酬分については先週通知がございまして、診療報酬の明細につきましては5,000件を超えますもので、これを詳細に分析をするというのはまだ時間的な余裕がなく手がけていないわけですが、大まかに言いますと2月分に関しては、入院の点数が例年の2月と比べましてふえていると。また、1件当たりの費用も昨年と比べまして伸びているという状況でございます。

3番目の市立病院の存在が大きいということで、こちらについての分析はということでございますが、砂川の国民健康保険の給付費の総体の約3割が市立病院というふうに考えてございます。この3割のうち大体6割が入院、4割が入院外というようなことで推移しております。3割ということで、砂川の国民健康保険の会計では大きな存在を占めるということでございますので、病院とも今までも連携をとりながら稼働率の情報ですとかやりとりをさせていただいておりますので、今後につきましても市立病院とは連携を密にとりながら分析を進めていきたいというふうに考えております。

また、一回でもこのような事態が発生したのであれば、今後についても分析が必要なの

ではないかというご質問でございますが、今年度の3月の定例会のときには9カ月分が確定しておりまして、残りの12、1、2月分を見込みで補正をさせていただいております。例年で申しますと、12、1、2の診療報酬といいますか、医療費は若干下がりぎみな傾向がございましたが、今年度に関しましてはこの3カ月間徐々に医療費が増大しまして、2月が例年と比べて特に医療費が増大したということでございます。このような例年と違うこの3カ月間の傾向が今年度限りのものなのか、また今後もこのような傾向が続いていくものなのかということにつきましては、今後今までの医療費、また今年度に入りましてからの医療費の動向といいますか、傾向を注意深く分析しながら今後につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、現状を踏まえて一層注意をすべきとのご質問でございますが、こちらにつきましてもこの3カ月間の動向が今年度限りのものであるのか、また継続される要素が含まれているのか、そういったことも含めまして今後一層注意して、医療費の動向については把握してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今るる答弁をいただきましたけれども、専決処分になった理由というのもわかりました。会計上のルールでそういうふうになっているということもわかりましたし、なかなかこの要因を探し出すというのは非常に難しいとは思いますが、レセプトの明細についても、マンパワーが決定的に不足していることもあって、なかなか詳細な分析というのは難しいのかなとは思いますが、やはり安定した国民健康保険財政を運営していくためには、皆さん方行政のプロですから、お金の入りと出はある程度の見込みを立てていただかないといけないと。医療ですから、突発的に患者さんがふえる月とか、いろんな環境の事情の変更というものも当然想定はされますけれども、確かに答弁でもありましたように、ここ近年では非常に12月、1月、2月の療養給付費の伸びが大きかったのかなというふうに思っておりますので、これが本年度の特異な事象で終わるのかどうか、それとも今後継続するののかどうかというのは答弁でもありましたけれども、次年度の予算編成等に向けてもそういったようなことをしっかりと把握した上で運営を続けていっていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私も大体同じようなことで、今のやりとりでわかったのですが、ただ1点だけ歳入の部分でお伺いしたいのは、先ほどの提案説明でいくと、道補助金の増額が認められる予定であるというようなお話があったのですが、余り予定で予算をつくられても困るかなというふうにも思っていて、何か確実なほかの部分での財源がなかったのかどうか。また、この予定というのが確実なのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) 歳入の件についてのご質問でございます。

今般歳入につきましては歳出の一般療養給付費の財源となる費目のうち、歳出補正額と同程度の歳入が見込まれている道支出金を歳入予算として計上したところでございます。こちらにつきましては確実に歳入が見込まれるというような判断から、歳入としての予算を計上させていただいたということでございます。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

- ◎日程第4 議案第2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第3号 砂川市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第4、議案第2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算の3件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 私のほうから順次説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、砂川市税条例等の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例等の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては9ページ、議案第2号附属説明資料

ナンバー 1 によりご説明申し上げます。

なお、附属説明資料ナンバー 1、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第 1 条は、砂川市税条例の一部改正であります。第 19 条の改正は、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金の定めであり、修正申告の提出または納付すべき税額の増額更正があった場合において、その修正申告または増額更正に係る法人の市民税について期限内申告書または期限後申告書が提出されており、かつ当該期限内申告書または期限後申告書の提出につき納付すべき税額の減額更正があった後に当該修正申告書の提出または増額更正があったときには、当該修正申告書の提出または増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定期間を控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備でございます。

第 34 条の 4 の改正は、法人税割の税率の定めであり、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴い、法人税割の税率について 100 分の 12.1% を 100 分の 8.4 に改正する規定であります。

第 43 条の改正は、普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収の定めであり、第 48 条の改正は法人の市民税の申告納付の定めであり、第 50 条の改正は法人の市民税に係る不足税額の納付の手続の定めであり、それぞれ延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う改正規定であります。

第 56 条の改正は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の定めであり、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所が統合し、独立行政法人労働者健康安全機構となることによる改正規定であります。

第 59 条の改正は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の追加に伴う条文整理であります。

第 136 条第 2 項の改正は、都市計画税の納税義務者等の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更及び追加に伴う条文整理でございます。

第 143 条第 2 項第 3 項の改正は、国民健康保険税の課税額の定めであり、基礎課税額の限度額について「52 万円」を「54 万円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額について「17 万円」を「19 万円」にする改正規定であります。

第 159 条の改正は、国民健康保険税の減額の定めであり、軽減後の課税限度額を第 143 条の改正同様に基礎課税額について「52 万円」を「54 万円」に、後期高齢者支援金等課税額について「17 万円」を「19 万円」にする改正規定及び軽減の対象となる世

帯の軽減判定所得における被保険者数に乘じる金額について、5割軽減については「26万円」を「26万5,000円」に、2割軽減については「47万円」を「48万円」に引き上げる改正規定であります。

課税限度額につきましては、地方税法施行令の改正により基礎課税分と後期高齢者支援金等分がそれぞれ2万円引き上げられたため、国民健康保険税の納税義務者のうち介護納付金分にも該当する40歳以上64歳までの世帯の課税限度額は現行85万円が89万円となり、それ以外の世帯の課税限度額は現行69万円が73万円となるものであります。この限度額の引き上げにつきましては、経営姿勢が評価される特別調整交付金の交付基準の一つに限度額を国と同額としていることが定められていることから、調整交付金の算定に影響すること、また国民健康保険会計が非常に厳しい財政状況にあることなどから、少しでも財源確保を図ることが必要と考え、法令のとおり引き上げるものであり、影響といたしましては平成28年度予算では年税額で93万5,000円の増となるものであります。また、軽減措置の拡充につきましては、消費者物価の伸びなどを考慮し、低所得者の負担軽減を図るものであります。影響といたしましては平成28年度予算では5割軽減、2割軽減として年税額で22万3,000円の減となるものであります。この軽減措置の拡充に伴う影響分につきましては別途地方財政措置により補填されるものであり、国民健康保険会計には影響を及ぼさないところであります。課税限度額の改正、軽減措置の拡充による具体的な影響につきましては、附属説明資料ナンバー2以降でご説明申し上げます。

15ページ、附属説明資料ナンバー2をごらんいただきたいと存じます。医療給付費分の課税額の比較表であります。表の中ほどに軽減額の欄がございますが、この表の改正部分は5割軽減、2割軽減と超過額の改正であります。一番右の合計欄で説明申し上げますが、5割軽減は現行529世帯が改正後533世帯となり4世帯の増、2割軽減は現行328世帯が改正後333世帯となり5世帯の増であり、5割軽減と2割軽減を合わせた影響は9世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は軽減額が16万4,000円となります。限度額は、現行22世帯、限度額52万円が改正後も同世帯22世帯、限度額が54万円となります。限度額改正による影響額は、限度額が上がることから超過額44万円の減となります。軽減の拡充と限度額の引き上げによる影響額は、年税額で軽減拡充分16万4,000円の減、限度額分44万円の増により差し引き27万6,000円の増、収入見込みでは26万円の増となります。

次に、16ページの附属説明資料ナンバー3は後期高齢者支援金分の課税額の比較表であります。この表の改正部分は5割軽減、2割軽減と超過額の改正であります。一番右の合計欄で説明いたします。5割軽減、2割軽減とも影響する対象世帯は医療給付費分と同様ですが、軽減の拡充による影響額は軽減額が5万円の増となります。限度額は、現行29世帯、限度額17万円が改正後22世帯、限度額19万円となります。限度額改正に

よる影響額は、限度額が上がることから超過額が49万5,000円の減となります。軽減の拡充と限度額の引き上げによる影響額は、年税額で軽減拡充分5万円の減、限度額分で49万5,000円の増により差し引き44万5,000円の増、収入見込みで42万円の増となります。

次に、17ページの附属説明資料ナンバー4をごらんください。介護納付金分の課税額の比較表であります。この表の改正部分は、5割軽減、2割軽減であります。一番右の合計欄で説明いたしますが、5割軽減は影響する対象世帯数の増減はございませんが、2割軽減は現行134世帯が改正後137世帯となり3世帯の増であり、軽減の拡充による影響額は軽減額が9,000円の増となり、年税額、収入見込みとも9,000円の減となります。

次に、18ページ、附属説明資料ナンバー5は、給与収入の2人世帯で介護納付金がない場合の所得段階別の比較表であります。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄になりますが、今回の改正は限度額が医療分と支援分を合わせて4万円の引き上げとなります。この表にありますとおり、一番左の所得段階区分で所得が86万円の世帯が2割軽減から5割軽減の対象となり、所得が129万円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため税額が減となり、所得が600万円以上の世帯では限度額の引き上げにより税額が増となっております。備考欄をごらんください。ここには、限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階を記載しておりますが、医療分の限度額の引き上げの影響は給与収入で773万9,300円を超える世帯から影響が生じ、年収799万9,400円を超えると一律2万円の増額となり、支援分の限度額の引き上げの影響は給与収入で732万2,300円を超える世帯から影響が生じ、年収805万9,300円を超えると一律2万円の増額となるものであります。

同様に、19ページの附属説明資料ナンバー6は、給与収入の2人世帯で介護納付金がある場合の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄になりますが、今回の改正では介護分の限度額の引き上げが行われなかったことから給与収入2人世帯で介護納付金がない場合と同様に限度額4万円の引き上げとなります。この表にありますとおり、一番左の所得段階区分で所得が86万円の世帯が2割軽減から5割軽減の対象となり、所得が129万円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため税額が減となり、所得が600万円以上の世帯では限度額引き上げにより税額が増となっております。備考欄をごらんください。限度額を引き上げることにより、影響が生ずる所得段階であります。医療分、支援分の影響は附属説明資料ナンバー5と同様であります。

以上が国民健康保険税における限度額の引き上げ、軽減措置の拡充に関する影響の附属説明資料の説明であります。

次に、附属説明資料ナンバー1にお戻りいただきまして、11ページをごらんいただき

たいと存じます。中ほどから下の162条の第2項の改正からご説明いたします。162条第2項の改正は、国民健康保険税の減免の定めであり、平成28年度与党税制大綱において一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことによる総務省自治税務局各課長通知の一部見直しに伴う改正規定でございます。

附則第6条の改正は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の定めであり、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を創設する改正規定であります。

附則第10条の2の改正は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、固定資産税における課税標準の特例について、その割合を条例で定めることができるものに都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業による新たに取得した公共施設などの用に供する家屋及び償却資産並びに特定再生可能エネルギー発電設備が追加されたことによる条文の追加及び条の移動並びに引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第10条の6第6項の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めであり、熱損失防止改修住宅または熱損失防止改修専有部分について、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受ける申告書に添付する書類に地方税法施行令附則第12条第36項に規定する補助金等を加える改正規定であります。

附則第21条の3は、都市計画税の法附則第15条第42項の条例で定める割合の定めであり、都市計画税における課税標準の特例について、その割合を条例で定めることができるものに都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業により新たに取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産が追加されたことにより、条文を追加するものであります。

附則第21条の4、附則第21条の5、附則第21条の6、附則第21条の7、附則第21条の8の改正は、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、附則第21条の3の追加に伴う条の移動及び引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第22条、附則第22条の3の改正は、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、地方税法の一部改正に伴う引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第23条の改正は、農地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、地方税法の一部改正等に伴う引用条項の追加及び変更に伴う条文整理であります。

次に、第2条、砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、平成27年6月に制定した砂川市税条例の一部を改正する条例について、改正した内容について改めて改正が必要になったことによるものです。

附則第5条第3項、第7項、第10項、第12項、第14項の改正は、市たばこ税に関

する経過措置の定めであり、地方税法施行規則の一部改正の施行に伴う引用条項等の変更など及び条文整理であります。

次に、6ページにお戻りいただきたいと存じます。附則であります。第1条は、この条例の施行期日の定めであり、平成28年4月1日から施行するものであります。ただし、第1号に定めるものは平成29年1月1日から、第2号に定めるものは平成29年4月1日から、第3号に定めるものは平成30年1月1日から施行するものであります。

第2条は市民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は都市計画税に関する経過措置、第5条は国民健康保険税に関する経過措置の定めであります。それぞれの改正に関する部分は、特段の定めがあるものを除き平成28年度以後から適用するもので、平成27年度分まではなお従前の例によるものであります。

以上が地方税法の改正による砂川市税条例等の一部を改正する条例の改正内容であります。

なお、附則第10条の3について、附則第10条の6と提案したようでございます。訂正しておわび申し上げます。議案12ページ、上から2つ目になりますが、附則第10条の3第6項というところを附則第10条の6と読みました。訂正をよろしくお願いいたします。

以上で議案第2号についての改正でございます。以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 砂川市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、行政不服審査法施行令の施行に伴う条文の整理のため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。第12条は、議事についての調書の定めであり、第1項中、「前3条」を「第7条から第9条まで」に改めるものであります。

次に、第2条は、砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、28年3月に制定した砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、改正した内容について改めて改正が必要になったことによるものでございます。附則第2項は経過措置の定めであり、同項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法第411条第2項の規定による公示若し

くは同法第419条第3項の規定による公示又は同法第417条第1項後段の規定による通知がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「同日前に公示等がされた場合」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億3,593万3,000円とするものであります。

今回の補正予算は、国の平成27年度補正予算に計上された地方創生加速化交付金の対象事業として予定しておりました北海道との連携事業が不採択となったため、平成27年度補正予算として計上できなくなった市単独事業について、その事業が6月に実施する予定であることから、今回補正予算として計上するものであります。

それでは、歳出からご説明をいたします。10ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項6目企画費で一つ丸、移住定住促進に要する経費93万3,000円の補正は、6月に北海道移住促進協議会が東京で開催する本気の移住相談会への参加と、あわせて砂川市単独で実施する移住・交流情報ガーデンを利用した移住相談会を開催するための経費を補正するもので、主な経費のうち費用弁償16万8,000円は移住定住促進協議会委員の旅費であり、パンフレット等作成費30万4,000円は移住に関する砂川を紹介するパンフレットの作成費であり、PR映像編集委託料5万円はこれら相談会会場で放映する砂川を紹介するPR映像を現在の砂川市のPR映像に音声を加える経費であり、移住相談会参加負担金10万円は本気の移住相談会の参加負担金であります。

次に、歳入であります。5ページの総括でご説明申し上げます。18款繰入金で93万3,000円の補正は、財政調整基金繰入金であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

議案第2号及び第3号の一括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時57分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

これより議案第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、私から議案第2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、以下5点について質疑を行います。

初めに、例年の地方税法の一部改正により市税条例も連動して一部改正が行われますが、今回は新たにセルフメディケーションと言われる自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることに伴う税控除が制度として組み入れられます。自分自身で健康管理を行うことにより、医療費の増大を抑制しようとする施策の一環として、従来税制にはなかった制度が創設されることは、制度づくりの観点からいえば大きな前進ですが、せっかくできた制度であってもしっかりとした周知がなされなければ、その目的とする効果が半減してしまいます。条例改正を機に制度周知についてはどのように考えているのか。また、対象となるセルフメディケーションの範囲については、どのようなものまでが対象となるのか。

次に、法人住民税について、平成28年度の地方税制改正では地方創生の推進等にかかわる税制上の支援措置として地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の創設も盛り込まれています。これは、都道府県や市町村が行う事業のうち内閣府が認定する一定のものに対する企業の寄附について、現行の地方自治体に対する寄附の損金算入措置に加えて税額控除を設けるもので、具体的な対象については地域再生法の改正を前提に地域再生法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合、地方税は法人事業税において寄附額の10%、法人住民税において寄附額の20%を控除することとされ、法人住民税の税額上限に達し寄附額の20%が控除できない場合には、控除できなかった部分を法人税において寄附額の10%を上限に控除できるものとしたものであります。平成28年度で法人住民税の道府県分、市町村分の割合は、それぞれ法人税割の税率に比例し、それぞれ寄附額に対して道府県分から5%、市町村分から15%、平成29年度以降については道府県分から2.9%、市町村分から17.1%とされていますが、この点を含めて、いわゆる企業版ふるさと納税については特に今市税条例の改正において触れられていません。これについては、市税条例を改正しなくても地方税法の一部改正あるいは北海道の税条例の一部改正だけで対応できるのかどうか、いずれにしても砂川市にも影響が出てくるものでありますので、この企業版ふるさと納税の扱いと考えるについて伺います。

3点目は、軽自動車税についてであります。今税制改正によれば、平成29年4月1日から軽自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割の導入が行われるとともに、新規取得した一定の環境性能を有する軽4輪等について、その燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例の適用期限の延長など、軽自動車税についても大きな制度改正等が

見られますが、今回の条例改正においてはそのことが触れられていません。この点に関して、市としてはどのように考えているのか。

4点目は、国税において納税者が短期間に繰り返して不申告または偽装、隠蔽に基づく修正申告の提出等を行った場合について、加算金の割合に10%加算する措置が講ぜられていますが、今税制改正に当たっては国税と同様に加算金の加重措置の導入についても触れられています。砂川市においては、この制度の対象となる市税があるのかどうか。ある場合には、今回の条例改正においては出てきていませんが、こういった加算金の加重措置の導入についてどのように考えているのか。

最後に、つい2日前の9日土曜日の新聞報道によれば、市内中心部の国道12号線を片側約700メートル、往復で1.4キロメートルにわたって無電柱化するという国土交通省北海道開発局札幌開発建設部の新規事業が採用され、今年度測量と設計、来年度から着工という発表がありました。砂川市には3次医療を担う砂川市立病院があり、災害時には医療を担う拠点となります。北海道緊急輸送ネットワーク計画では、国道12号線の当該区間が第1次緊急輸送道路に指定されていることから、電線共同溝を整備し、無電柱化することで震災時における緊急輸送道路の確保を図りやすくすることを目的としています。今税制改正においては、固定資産税部分の改正において税負担軽減措置等の新設項目の中に防災上重要な道路における無電柱化のため道路の地下に埋設するために新設した電線等にかかわる課税標準の特例措置の創設が盛り込まれていますが、今回の条例改正には見られません。これについて、地方税法の一部改正だけで十分なのか、今後市税条例の改正も必要となってくるのか、市の考えを伺います。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 5点の質疑をいただいたかなと思っております。順次ご答弁を申し上げます。

まず、1点目のセルフメディケーションの関係でございます。自主服薬という表現をしているようでございますけれども、セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例、詳細については議員さんおっしゃるとおりのことございまして、時期が29年1月1日から33年12月31日までの間ということでございます。実質29年収入の確定申告等で実施されていくということでございますので、29年1月以降に国もそうでしょうし、市町村としても医療費控除の一環の中での控除ということ周知をしていきたいと考えているところでございます。具体的な薬の範囲ということでございます。一般的には、病院で処方されていた薬がその後一般市販薬として転用されていくもの、転用という表現でよろしいでしょうか……について対応するというので、それぞれ品目が指定されているようでございますけれども、詳細については、今後明示されてくるものだと思いますし、それぞれ薬品の販売事業者さんが当然こういう該当になってきますよということ

周知いただけるのではないかなと思っているところでございます。

次に、企業版ふるさと納税でございますか。ふるさと納税についての制度改正、地方税法改正大綱等々でオープンされております。議員さんおっしゃるとおりの税制でございます。これについては、市条例では特に触れてはいないのですけれども、上位法でございます地方税法の中で明確に定めておりますので、特段市税条例で定めずとも該当していくということになっているものでございます。

次に、軽自動車税です。これについてはちょっと違まして、実は軽自動車税、一般的に賦課していた以外に、道で賦課しておりました自動車取得税という部分が新たな税目が変わっていくという制度の一環なのですけれども、賦課徴収については都道府県がとりあえずやっていくということの形になっております。その際、減免規定という規定がございます。自動車税にもあるのですけれども、軽自動車税についても同様なものというふうな考えをしているのですけれども、これについてはあくまでも都道府県が、賦課はするのですけれども、実際の形は市町村で決めなければならないということになっております。ですから、全市町村が足並みをそろえて減免の規定を定める、そして道の徴収を委託すると、徴収してもらうという必要がありますので、もう少々時間をかけて道内市町村足並みをそろえた形で条例化を進めたいということで、年度内9月に道は条例を変える予定をしておりますので、9月以降早い段階で条例改正を提案していきたいというふうにご覧いただいているところでございます。

それから、国で定めております不申告の重課ですか、何度も申告をしないものに対する重課の部分でございます。申告納付という基本的な考えになっておまして、市税では市たばこ税というのが該当することにはなるのですけれども、これについては法令の改正に基づいて対応するというので、法令どおり対応することによって取り扱うこととしているところでございます。

それから、5点目、無電柱化でございます。これについては、新聞で出ているように共同溝に電気事業者、通信事業者、それぞれケーブルを入れてというような事業になっておまして、それぞれ電気事業者、通信事業者が設備投資をしなければ進まないという事業でございます。それに当たって、やはり国の事業の中に民間事業者が活用してもらうためには、やはり税制として優遇していかなければならないということで今回税制改正になったようでございます。この部分につきましても、法律の定めで十分課税標準の特例を受けることができますので、特に市税条例としてはうたっておりませんけれども、法の中で特例がうたっておりますので、砂川市としても完成した暁にはそういう課税標準の特例を活用するといいますか、軽減させていきたいというふうになっているところでございます。

以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 順次再質疑を行ってまいりますけれども、このセルフメディケーション

というのは、やはり人の体というのは自分の自己管理というものが基本のベースになってくるだろうと。当然医療費というものは有限な資源であり、無限にあるわけではないので、少しでも医療費を抑制していかなければならないといったようなことも背景にあるかと思っています。

そこで、調べてみたのですけれども、先ほどの答弁ではこれが実際に動き出すのは平成29年度のところから動き出すということで、今はまだその準備段階にあるのだろうということはわかるのですが、税制改正の資料などを見ると、先ほどの答弁のあった医薬品のことだと思うのですが、スイッチOTC薬というような言い方をしています。これは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品のことを指しているわけでありまして、この控除を受ける適用要件として、もちろんこういった後発的な医薬品になるのですか、専門的なことは今はっきり申し上げられないのですが、そういったようなものと、もう一つの要件がありまして、こちらのほうが私は重要なのかなと思っております。その要件というのは、健康の保持、増進及び疾病への予防への取り組みとして一定の取り組みを行っていること。すなわち特定健康診査や予防接種、定期健康診断、がん検診を納税義務者本人がその中のいずれか1つを受けていることが要件として含まれています。ご承知のように、特定健診の受診率の向上というものはずっと言われていることで、行政の皆さんのご努力もあるのですけれども、実際には受診率を上げていくということは非常に難しいということがある。さらには、今ほど言った中にはがん検診というものも含まれていて、さきの定例議会においてもがん検診の拡充についての予算も通しましたし、より一層一般市民の方にそういった自分の健康については自分できっちりと管理していく重要性を周知していかなければいけないと思っております。ですので、実際の制度が始まる、この制度が実際に使えるようになるまで1年弱の期間があるかと思っておりますけれども、ただ1年という期間が長いかというと、私は非常に短いと思っております。ですので、これは税の話だから総務部の話ということではなく、今言ったように適用要件の中には特定健康診査等も含まれていますので、ぜひとも市民部、ふれあいセンターとも連携をとりながら、こういったような税控除が受けられると。健康診査を受けて自分の健康管理をするだけでなく、税の面でも優遇されるのだというようなことのメリットをPRしていただきたいと思いますけれども、部署を超えた連携ということについての考え方を再質疑としてお伺いしたいと思います。

それから次に、法人住民税、いわゆる企業版ふるさと納税ですけれども、これは税条例の改正では特に対応しなくても大丈夫だというお話もありましたが、正直未知数です。どれだけ一般の現在行われているふるさと納税と同じように企業の方がふるさと納税をしてくれるかはわかりませんが、これもせつかくこういう制度ができたのであれば、確かに条例改正での対応は必要ないかもしれませんが、随所において企業向けのPR、また住民や市民の方に対するPRの姿勢とは若干異なるのかなというふうに思うのですが、そ

ういったことについてもせっかく制度ができて活用しないというのはもったいない話ですので、今の段階でいいですけども、確たるものがなくてもこういうふうにしていきたいというような考え方をお伺いしたいというふうに思います。

それから次に、軽自動車税の関係についてはわかりました。道が賦課をして、減免規定等については市町村なのだけれども、結局足並みがそろっていないと。ばらついているので、これは統一して今後の議会において条例改正等を行っていくということで、これは理解しました。

それから、4点目の国税の10%加算する加重措置の導入についてでありますけれども、市内では確かに市税のうちたばこ税しか影響を受けないかもしれません。しかし、たばこ税であっても貴重な税金の原資となるものでありますので、税の公平性というようなことを考えたときに、まずもってきちんと納税をしていただく。納税は、ここにいる我々議員も市長以下の職員の皆さんも、それから一般の住民の皆さんも含めて憲法で定められた納税の義務というものを負っているわけですから、これは決して恣意的にどこかから、取れるところからだけ取るという話ではなく、みんながきちっと納税の義務を果たして税金を納めて、その税金に基づいて公共のものにお金を使っていくといったようなサイクルを回していかないといけないわけです。あろうことか、先ほど1回目に登壇したときに言いましたけれども、不申告ですとか仮装、隠蔽とか修正申告でも非常に不当な修正申告等が繰り返して行われるような場合には、仮にたばこ税だけであったとしても加算金の加重措置というような信賞必罰の姿勢をもって臨むということは私はやっぱり必要なのかなと思いますけれども、直ちに導入というようなことがなくても、近隣の自治体の動向等を踏まえて、しっかりとうちのまちについてはどうなのかというようなことも検討していただきたいと思います。その点について再質疑としてお伺いしたいと思います。

それから、無電柱化の話ですけども、これもたまたま2日前の新聞報道で私も知って、いいことだなと思って税制のところを見ていると、防災上の道路の関係でまさに無電柱化のところでは減免規定があると。先ほどの答弁にもあったように、電線を利用して我々一般住民というものは電気の供給を受けているわけでありましてけれども、一方で電線を敷設する側にとってはやっぱり過大な税負担になると、設備投資が過大になると、なかなかそういったようなインフラ整備というものが進んでいかないわけでありまして、これは法の改正で十分対応できるということでありましたので、それは理解しましたけれども、その事業が進んでいく上では早期に事業者の方が不利益をこうむらないような形で対応していただきたいと思います。

3点ほどあったかと思えますけれども、再質疑としてお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 3点、再質疑ということでございます。

まず、セルフメディケーションの関係でございます。おっしゃるとおり、要件が健康診

断等もございます。29年1月1日からということでございます。砂川市健診事業として健診率を引き上げるといのは市民部で積極的にやっているところでございます。その一つのツールといいますか、一つの案内として29年以降こういう医療費控除があるというところを連携しながら、しっかりと市民部のほうでも紹介できるような体制づくり、市の税務課のほうから今でいうふれあいセンターの担当、それぞれ理解できるような形で、紹介できるような体制、連携しながらとっていきたいなと思います。

それから、ふるさと納税の関係でございます。現状といたしましては、地域再生法が今審議されていて可決する段階には来ていると思うのですが、それに基づく再生計画が大前提としてございます。その再生計画をつくった市町村に、さらにまち・ひと・しごとの総合戦略にかかわっている事業に対して企業版のふるさと納税という制度がありますということになっているところでございまして、27年度、28年度の予定している事業では地方再生法に基づく再生計画のつくる事案、なかなかないというのが現状でございまして、今内部でこの計画のするような事業はないかなということで検討している最中でございます。新たな事業であれば新たな総合戦略にのせながら事業を進めていかなければならないという手順があるので、ちょっと時間かかるかなと思いますけれども、それが決まった段階で当然メニューとしてこういう企業の寄附というものがございます。個人の寄附とは、やはり趣旨は違うのかなとは思っているのですが、ハードルが非常に高い制度ではございますけれども、可能性がある部分については検討しながら、できる範囲で進めていきたいと考えているところでありますので、もうちょっと表に出るのには時間かかるかなと思っているところでございます。

それから、3つ目の共同溝にかかわる無電柱化にかかわる通信事業者の関係でございますけれども、当然国が進める、当然今国道を中心として進めているわけですが、国が進める事業でありますけれども、この民間事業者が積極的に加わっていかねばならないということになっています。ですから、砂川の往復でいって700メートルの区間、1.4キロの部分を実業化するに当たっては、北電さんもNTTさんも設備投資をきつとしていかなければならないと思うのですが、それについては当然不利益があつてはならないですし、今の法改正に基づいて市で定めなくても該当させることができますので、その辺については不利益のないように取り進められるものと思っているところでございます。

失礼しました。不申告の加重の部分ですね、申しわけございません。これにつきましては、地方税法の定めの中で改正しておりますので、不申告があつた場合については加重できるということで理解しておりますし、当然たばこ税に関しましては卸事業者さんが納税義務者になっているので、なかなかそういう継続して不申告するというのが今のところ現状としてはございませんけれども、もしあつた場合については厳しい対応をとっていかざるを得ないと思っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 これから進展していくようなこともいっぱいあろうかと思っておりますので、今の段階で答弁できることというのは限られているのかなというふうには思っておりますけれども、1点だけ再々質疑でお伺いしたいのは、確かに税制改正とかいろんな手引等を見るとセルフメディケーションというふうに書いてあるのですが、ご承知のようになかなかこういう横文字にしてしまうと認識は難しいというようなものもあります。砂川市独自でいいので、こういった自己管理をしていただく、それからがん健診や普通の健康診断、特定健康診査等を受けていただくとメリットになる、インセンティブになる、これも横文字ですけれども、要は市民の方が理解しやすく、それで自分の健康管理をした上でなおかつ税控除が受けられる特典があるというような形での周知も部を超えて連携をしていく中で話し合っているネーミングでやってほしいと思うのですけれども、この点についてだけ再々質疑としてお伺いして終わりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 名称の考え方でございます。わかりやすいという部分については、当然私どもも考えながら進めていかなければならないと思います。ただ、一方国の制度ということで、国税に当たっては国税ではやはり医療費控除の中の一つと、選択制ですよというのは周知すると思うのです。そのときに、あたかも2つ制度があるようなことにはならない、市が独自と国がやっているという部分は2つあるような誤解を招くような方法はできないと思いますけれども、やはり市民の方がわかるような体制で周知していかなければならないなというふうに理解していますので、そんなふうに進めていきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私も市税条例について、先ほどの答弁の中でわかった部分もありますので、重複は避けていきたいと思うのですけれども、平成28年国の税制改正によつての、今回市税条例にのっていない部分というのが何点かあって、そこは先ほどの答弁の中でもあったのですけれども、企業版ふるさと納税の関係であわせてお伺いしたいのは、地方創生事業に対する、かなり絞られた事業についての企業版のふるさと納税があるというお話があって、今の答弁でいくと、今のところ市の地方再生もやりましたよね。その中の事業ではないというお話があったのですけれども、何か残念だなというふうな思いもあって、具体的に言うとどの程度のものだと。今現在つくっているものの中にはないということであるならば、どういうものだと企業版のふるさと納税にのっていけるのかどうかという、もうちょっと具体的なところを1点お伺いしたいと思います。

それから、新聞報道等でもなされているのですけれども、耕作放棄地への増税ということが今回の税制改正でありますけれども、これ場合によっては農地の固定資産税が1.8倍にもなるというようなことでの税制改正ということなのですが、砂川市にとって今回こ

れがどんなような影響があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、法人税の減税についてお伺いするのですが、市税条例でいえば第34条の4ということになります。これまでの法人住民税の12.1%から8.4%への引き下げということになりますので、税額が減ってしまうということになるのですが、この辺の全体的な影響額というのをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 3点ほどご質疑ございましたので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目でございます。企業版ふるさと納税の寄附金控除の関係でございます。どのような事業かということでございますけれども、企業版ふるさと納税の寄附金控除の対象となる事業で砂川市の対象事業、なかなか難しいという答弁をさせていただきましたけれども、総合戦略に位置づけられた事業でしごと創生、結婚、出産、子育てなどの観点から効果の高い地方創生事業を、地域再生計画を策定して国の認定を受けなければならないというふうな形になっております。個人への給付というのは難しいというのがものとしてはございました。先駆性が必要ですかという部分もございまして、それぞれ要件があって、先行事業等々でも要件あったのですが、同じような要件があるということでございまして、個人にお金を出すという部分についてはなかなか該当しない、それだけ単独では該当しないというのが現状でございまして、子育て等々で非常に積極的に実施をしてくているのですが、なかなかその部分はクリアできないかなというふうな思いをしているところでありまして、全庁的にどのようなものがあるのか、新たに人がふえるといえますか、減らないで済む。それから、そのための仕事を新しくつくるですか、そういうものを考えていかなければならないのが今回の地域再生計画かなというふうに理解しておりますので、全庁的に検討しながら早い段階で計画なるものについては、できるのであれば進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

次に、農地関係の部分でございます。遊休農地の課税の強化ということでございまして、農地中間管理機構というのが今ございまして、市のほうでも取り組みをしているわけですが、耕作放棄地等々を減らすという中で事業を進められているところでございまして、使っていない農地が、単純に使っていない農地ではなくて、中間管理機構と市の農業委員会との協議の中で使うべきだという勧告を受けたものに対して現状、固定資産税というのは農地に非常に定額になっています。その部分について、先ほどお話あったように1.8倍というふうなものがあつたので、通常は100ある部分の55%課税しますよという制度になっておりまして、55%の価格になっているのですが、それは100%の価格、軽減しない価格で評価をしましょうということで定ましているものでございまして、まだ今のところ具体的にこういう勧告を受けるといふ部分については

お聞きしていないので、余り影響はないのかなとは思うのですけれども、実際に出てきて、非常に広大な農地を持っている方があれば当然影響も大きくなるわけですが、1反、2反ぐらいの規模でありますと、課税標準自体が免税点以下という部分もございます。大きな何ヘクタールとかであれば当然かかってくる部分もあるのですけれども、一般でいう住居ですとか持っている方の税と比べると非常に軽減されている部分がありますので、大きな金額で影響にはならないところでございます。あと軽減につきましても同様で、あくまで土地所有者に固定資産税がかかります。貸し出ししててもそのままかかるのですけれども、長期に貸した部分があれば当然軽減して、持っている方についていえば地代は入りますけれども、そこで耕作していないということになりますので、やはりその部分固定資産税を払うということは、土地の賃借料にも影響するという部分もあります。税が安くなれば当然賃借料も安くて済むということもございますので、こういう制度になっているところでございまして、うちのほうで軽減される部分、28年4月1日から該当するということなのではございますけれども、今のところ今年1月1日現在では当然該当しませんので、次年度以降本年度の移動からそういう事案が含まってくるのかなというふうに思っているのですけれども、納税サイドでまだ面積これだけになりますよという部分は伺っていないものですから、今のところは実際どのぐらいになるかということは押さえていないところでございます。

次に、3点目になります。法人市民税の引き下げに係る影響額でございます。これについては、うちは制限税率ということで12.1%制限税率を使っております、それが8.4%というふうに3.7%引き下げられます。開始事業年度からなので、それぞれの年の企業収益って変わってくるので一概には言えないのですけれども、前年度、27年度3月末法人市民税の法人税割の調定額をベースに考えますと、約2,400万円ぐらいは落ちていくだろうというふうな部分を見ているところであります。ただ、これらにつきましては、減額された分については国税である地方法人税というところに税率が上乘せになっておりまして、国税として集めていくような形になりまして、国はそれを地方に配分するというようになっておりますので、総体的には地方財源という中では引き続き財源は確保されるものというふうな理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第2号及び第3号の一括質疑を終わります。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 一般会計の関係なのですが、今回移住定住促進に関する経費というのが出てきていて、先ほどの提案説明でいくと連携事業が不採択になったのというお話がありました。連携事業が不採択になった、加速化交付金だと思ってしまうのですが、そうなったので、市単独でやっていくというのも何とも、何かすっきりと落ちてこないのですけれども、本当に必要であるならば、当初予算からちゃんと組めばよかったわけで、もしかして交付金がつけばラッキーかなみたいな感じの雰囲気は漂うわけなのですけれども、本当にこれ単独でもやるべき事業なのかどうか。また、不採択になったという点、たしか空知振興局か何かが広域でやろうとしたような事業の一環だと思ってしまうのですが、道たるものの事業が採択になってというのも、何かそのいきさつも含めて単独事業でやっていくべきものだというところの話をぜひお伺いしたいというふうに思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 一般会計補正の移住定住にかかわる部分のご質疑でございますけれども、提案説明の中でも触れさせていただいた部分のご質疑でございます。

北海道が予定していた広域連携事業、空知管内の全市町村と一緒に、この北海道空知を全国に名前を売っていきましようという大前提の事業でございました。それに当たっては、私どもが当初予定して、28年度の事業として予定していた砂川市へ首都圏で移住してきてもらう方々も含めていろんな説明をします、砂川市のPRをしますという事業ももともと予定していたのですけれども、北海道空知をPRするに当たって、北海道の事業を豊富化するといいますか、レベルアップさせるためにその事業と一緒にやることでレベルアップできるだろうということで、27年度の国の補正予算で道が中心になる事業プラスうち

が単独でやる事業をあわせて実施していこうということで、各町もそれぞれ創意工夫しながら単独事業をのせながらやっていきたいと思いますという経過がございました。ただ、道の事業、空知管内の事業なのですけれども、残念ながら内閣府のイメージ的には1度限りのイベント事業ですねというニュアンスをとられたようで、残念ながら不採択という扱いになっております。全体として2割以上の採択があったというふうには聞いているのですけれども、残念ながら道の連携事業が不採択になったということで、当初は27年度で加速化と一緒にやれば繰り越しで28年度で事業できるということでもくろんでいたのですけれども、やはりそっちのほうがないということで、28年度、当初予定どおり単独でも実施予定でしたので、その事業をやろうと。ただ、それに当たっては、本気の移住相談会という事業が6月実施です。6月議会でもという話、一部にあったのですけれども、やはり申し込み、それから準備期間もございますので、できるだけ早く予算措置をして、本来であれば当初で上げたかった事業なものですから、今回上げたというのが実態でございます。移住促進のためのPR事業、非常に重要な事業というふうに、当初から28年度事業として昨年準備を進めていた事業ですので、しっかりとやりきりたいなというふうに思っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時38分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第5 議案第4号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めること
について

○議長 飯澤明彦君 日程第5、議案第4号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） ただいま上程をいただきました議案第4号 砂川市固定資産評価員の選任についての同意を求める案件でございますが、現評価員でございます湯浅克己氏は平成28年3月31日をもって辞任いたしましたので、地方税法第404条第2項の規定に基づきまして、次の者を選任いたしたいと存じます。

現総務部長、熊崎一弘氏を選任いたしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第4号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を再開します。

◎閉会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で日程の全てを終了しました。

これで平成28年第4回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年4月11日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員